

2 出産育児一時金

(1) 給付の概要

① 給付内容

健康保険等の被用者保険の被保険者又はその被扶養者、国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産費用の負担の軽減を図るため、医療保険者から1児につき35万円(※)を支給するもの。

※国民健康保険においては、条例で定めるところによる(およそ35万円)。

② 給付状況

約113万件(平成18年度末実績)

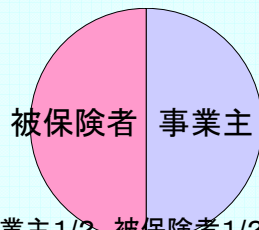
(2) 給付の仕組み(手続)

○ 被保険者が、医療保険者に給付を申請(①被保険者本人が受領する方式、②医療機関が本人に代わって受領し、出産費用と相殺する方式(受取代理)を選択。)

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合

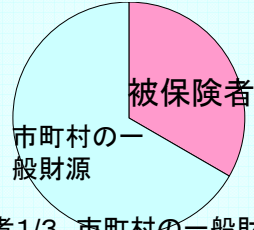
被用者保険



【事業主 1/2、被保険者 1/2】

※組合管掌健康保険においては、事業主の負担割合を増加することが可能。

国民健康保険



【被保険者 1/3、市町村の一般財源 2/3】

② 給付額

約3,700億円(平成18年度末実績)

3 出産手当金

(1) 給付の概要

① 給付内容

健康保険等の被用者保険の被保険者が、出産のため会社を休み、事業主から報酬を受けられない場合に、産前6週間～産後8週間の範囲内で会社を休んだ期間、標準報酬日額の3分の2に相当する額を医療保険者から支給するもの。

② 給付状況

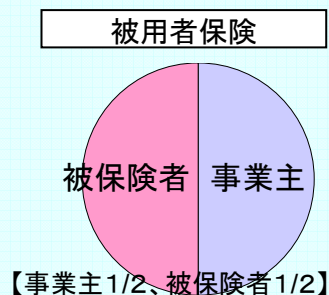
約24万件(平成18年度末実績)

(2) 給付の仕組み(手続)

- 被保険者が、医療保険者に給付を申請。

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



- ※ 組合管掌健康保険においては、事業主の負担割合を増加することが可能。
- ※ 政府管掌健康保険においては、給付費の13%を国庫補助。

② 給付額

約930億円(平成18年度末実績)

4 育児休業給付

(1) 給付の概要

① 給付内容

雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に、休業開始前賃金の50%(※)を支給するもの。

※30%相当額を休業期間中に、20%相当額(平成21年度末までの暫定措置。本則では10%相当額)を職場復帰6ヶ月後に支給

② 給付状況

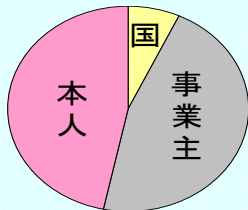
約15万人(平成19年度実績(初回受給者数))

(2) 給付の仕組み(手続)

- 被保険者(事業主を通じた申請可)が公共職業安定所に申請。

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



【国1/8、保険料(労使折半)7/8】

※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)

② 給付額

約1300億円(平成20年度予算ベース)

※なお、雇用保険による育児休業給付のほか、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合による相当する給付有り。